

都城市地域振興券活用マイナンバーカード普及促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都城市（以下「市」という。）が発行する都城市マイナンバーカード取得感謝券（以下「地域振興券」という。）を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下「マイナンバーカード」という。）の取得者に対して交付することにより、デジタル社会のインフラとなるマイナンバーカードの普及促進及び市内における地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象者 令和4年1月1日から令和4年8月1日までの期間のいずれかにおいて、市の住民基本台帳に記録されている者であってかつマイナンバーカードを取得しているものをいう。ただし、令和3年12月28日までに電子地域通貨「にくポイント」を付与された者を除く。
- (2) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店舗 特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申し出ることができるものとして登録された店舗をいう。
- (4) 取次金融機関 取扱店舗から換金の申出のあった地域振興券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

(地域振興券の交付額)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、交付対象者に地域振興券を交付する。

2 地域振興券の交付額は、交付対象者1人につき、5,000円とする。

3 地域振興券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

(地域振興券の使用範囲等)

第4条 地域振興券は、取扱店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 地域振興券の使用期間は、地域振興券の交付を受けた日から令和4年8月31日までとする。
- 3 特定取引に使用された地域振興券の額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店舗からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 地域振興券は、次に掲げるものに使用することはできない。
 - (1) 現金との換金又は金融機関への預入れ
 - (2) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払
 - (3) ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、テレフォンカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他の換金性の高いものの購入
 - (4) 株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入
 - (5) たばこの購入
 - (6) 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
 - ア 振込用紙での支払
 - イ インターネット、通販等での買物に対する支払
 - (7) ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する営業において提供される役務に対する支払
 - (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払
 - (10) 国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
 - (11) 生命保険料、損害保険料等の保険料の支払
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市が指定するもの
(地域振興券の交付方法)

第5条 地域振興券の交付方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和4年1月1日時点の交付対象者 郵送
- (2) 令和4年1月2日から令和4年1月23日までの間に新たに交付対象者となったもの 郵送
- (3) 前2号に掲げる者以外の交付対象者 転入届提出時又はマイナンバーカード交付時に手交
(地域振興券の郵送によらない交付等)

第6条 交付対象者は、次に掲げる事由に該当する場合には、都城市マイナンバーカード取得感謝券交付等申請書兼受領証(様式第1号)により交付又は交換を申請することができる。

- (1) 地域振興券を郵送にて受け取ることができなかつたとき。
- (2) 地域振興券が汚損又は破損したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

2 前項の規定に基づき交付等を受けた者は、市に提出した都城市マイナンバーカード取得感謝券交付等申請書兼受領証の受領証欄に署名又は記名押印しなければならない。

(交付対象者の死亡)

第7条 交付対象者が基準日以降に死亡した場合には、交付対象者の相続人は、都城市マイナンバーカード取得感謝券の相続人への交付申請書兼受領証(様式第2号)により交付を申請することができる。

2 前項の規定に基づき地域振興券を受け取った者は、市に提出した都城市マイナンバーカード取得感謝券の相続人への交付申請書兼受領証の受領証欄に署名又は記名押印しなければならない。

(取扱店舗の登録等)

第8条 市は、別に定める都城市マイナンバーカード取得感謝券取扱店舗事務取扱要項を公示して取扱店舗を募集する。

(地域振興券に関する周知等)

第9条 市長は、地域振興券活用マイナンバーカード普及促進事業の実施に当たり、交付対象者の要件、地域振興券の郵送時期等の事業の概要について、広報紙その他の方法による住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、地域振興券の交付後に、当該交付された者が受取権者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次に掲げるとおり対応する。

（1） 返還対象者が地域振興券を使用する前にあっては、返還対象者に地域振興券の返還を求める。

（2） 返還対象者が地域振興券を使用した後にあっては、返還対象者に、使用した地域振興券と同額の現金の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き地域振興券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。